

議案第 58 号

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例案

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年 12 月 24  
日桐生市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 58 号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。